

儲かる産地支援事業実施要領の運用

儲かる産地支援事業実施要領（以下「要領」という。）の運用について、同要領第9の規定に基づき、以下のとおり定める。

なお、要領別表3に定める高品質メロン創出及び輸出拡大に取り組む場合は、第1の（1）、（3）、（6）、（7）【共通】のアからオ及び【野菜・果樹花き】のイ並びに第2を適用する。

第1 実施基準

- (1) 事業実施主体又は受益者には、農業基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する認定農業者又は事業実施年度内に認定農業者になることが確実と認められる者が必ず含まれていることとする。
- (2) 事業実施主体が営農集団等の場合は、GAPの認証取得に努めること。事業実施主体が農協等の場合は、受益者がGAPの認証取得を行うよう努めること。
- (3) 事業の主たる受益地は、原則として「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1条に基づく農業振興地域の農用地区域内であること。ただし、米(飼料用米を含む)、麦、大豆、そば等の土地利用型作物を対象とする場合にあってはこの限りではない。
- (4) 共同利用機械・施設の能力及び規模は、産地の栽培面積、生産数量、出荷数量等を勘案して決定するものとする。

また、導入する機械については、原則として、茨城県特定高性能農業機械導入指針で定める利用下限面積を目安とする。

- (5) 本事業における補助対象機械・施設は、要領別表2のとおりとし、補助対象経費としてなじまないものは次のとおりとする。

なお、要領別表2及び下記以外で疑義が生じた場合には、本庁担当課と協議するものとする。

ア 一般的に普及している機械・施設【トラクター(先端技術を除く)、管理機、動力噴霧機(自走式無人防除機を除く)、スピードスプレイヤー、パイプハウス※ 等】

※パイプハウスの新設については、原則として新品目及び県オリジナル品種を導入する場合に限り認めるものとする。

イ 既存機械・施設の更新

ウ 汎用性がある機械・施設※【トラック、一般的なフォークリフト、運搬機、車載型クレーン、ホイールローダー、バックホー、刈り払い機、電動バサミ、冷蔵庫等】

※ただし、「恵水」への新改植に必要な機械のうちバックホーについては、以下の要件を満たす場合に限り認めるものとする。

- ・個人所有は行わず、共同利用することが明確であること。
- ・機械管理責任者が定められ、使用者、使用時間、使用場所、使用内容等を利用の都度記帳し、実施状況報告時に提出できる体制が整えられていること。

- (6) 本事業は収益性の高いモデル的な担い手農家をより多く育成し、他の担い手農家への横展開を図ることを目的としていることに鑑み、導入した機械・施設に係る視察や研修等の受け入れについては積極的に協力すること。
- (7) その他事業内容による機械・施設の導入にあたっては、次の事項に留意するものとする。

【共通】

- ア 補助対象とする機械・施設は、新品のもの又は新設、新築によるもののほか、既存の機械施設や資材の有効利用の観点及び地域の実情から見て適当と認められる場合は、中古機械、古材の利用によるもの、また、増築、併設等を含むことができる。ただし、この場合、事業の効果を確保するうえで不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- イ 事業実施主体は、機械・施設の効率的利用が図られるよう、利用管理等に関する規定を定め、利用計画を策定するとともに、作業日誌、利用簿等必要な帳簿を備えておくものとする。
- ウ 機械・施設には、事業名、実施年度及び事業実施主体等を明記するものとする。
- エ 事業実施主体は、機械・施設等の整備を行う場合には、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率や費用対効果等について十分に検討すること。
- オ 土地改良事業計画区域及び実施中の区域における施設の整備については、関係農林事務所（土地改良部門）等と調整が済んでいること。
- カ 業者選定について、1件あたりの本体価格（税抜）が3,000万円以上の場合是一般競争入札を原則とし、本体価格（税抜）3,000万円未満の場合は一般競争入札又は3者以上の見積もりを原則とする。

なお、中古の機械導入等3者以上の見積もりが困難と認められる場合には、2者以下の見積もりも可能とする。

【野菜、果樹、花き】

- ア 市場・実需者等の評価が高く、足腰の強い産地の育成を図るため、農林事務所が、銘柄産地・銘柄推進産地及びそれに準ずる産地の機械・施設の導入を支援するにあたっては、本事業の積極的な活用を図ること。
- イ パイプハウスの設置等を行う場合においては、耐風速 36m/s 以上のパイプハウス（強靱化ハウス）を補助対象とする。なお、「自然災害に強い施設園芸用ハウス整備に向けた指針」（平成 28 年 4 月策定）、「茨城県農業用ハウス災害被害防止マニュアル」（令和 2 年 10 月策定）等を参考に、風、雪に対するパイプハウスの強度対策を実施することで、災害被害の未然防止に努めること。また、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、国の共済制度（加入できない場合においては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする））に加入すること。

【米、麦、大豆、そば等】

- ア 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- イ 特色ある産地づくりプランの作成及び検討

事業を実施するにあたっては、事業実施主体が別添様式により特色ある産地づくりプランを作成することとし、その内容を市町村が検討するものとする。その際、必要に応じて、農林事務所、全農茨城県本部等の農業団体が助言、指導を行い、場合によっては、卸売業者等の参画を得るなどすること。
- ウ 特色ある産地づくりプランの進捗状況確認

市町村は、事業採択年度の翌年度から3年間、毎年度、特色ある産地づくりプランの進捗状況を確認するため、事業実施主体に対しヒアリングを行うものとする。その際、原則として農林事務所は、特色ある産地づくりプランの目標達成に向け指導、助言を行うこととする。ただし、市町村が実施主体の場合は、農林事務所がヒアリングを行うものとする。

第2 事業実施状況等の報告

知事又は農林事務所長は、要領第6の4により事業実施状況報告を受けた場合には、内容を確認し、計画の実績が目標に著しく到達しない場合には、改善計画書を提出させるとともに、必要に応じ改善に向けた指導を行う。

付則

- 1 この運用は、令和6年4月17日から施行する。

付則

- 1 この運用の改正は、令和7年4月24日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

付則

- 1 この運用の改正は、令和8年1月23日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

付則

- 1 この運用の改正は、令和8年4月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。